

| 1. 和解契約書作成までの費用 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------|---------------|------------|-------|-----------------------|-------|-------------------|-------|--------|--------------------------------|
| 相談 | ① 相談手数料（相談者負担） 15,000 円 ※1回の相談は1時間以内 ② 2回目以降（相談者負担） 15,000 円 ③ 調査手数料（相談者負担） 実費（調査内容による） | | | | | | | | | | |
| 調停 | ① 申立手数料（申立人負担） 20,000 円 ② 期日手数料 調停手続を行う日ごとに、当事者それぞれ 10,000 円 ※ 当事者間の合意により他の当事者が代替して負担することも可能 ③ 和解契約書作成に係る手数料（原則当事者で連帯負担）200,000 円より 紛争の対象となっている一筆地ごとの当該調停手続の申立書を受理した日における市町村の固定資産課税台帳に登録された価格を合計した額（これを「解決の価格」とする。）を基礎として、次の表によって算出する。 <table border="1" data-bbox="336 763 1278 1061"> <thead> <tr> <th>解決の価格</th> <th>和解契約書作成に係る手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 万円未満</td> <td>20 万円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円以上 5,000 万円未満</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円以上 1 億円未満</td> <td>50 万円</td> </tr> <tr> <td>1 億円以上</td> <td>50 万円に 1 億円を超える価格の 0.1% を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> ※ 紛争の対象となっている土地のいずれかが固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合は、固定資産課税台帳に登録された価格のある土地の価格（およびその合計）のみをもって「解決の価格」とします。 ※ 紛争の対象となっている土地のすべてが固定資産課税台帳に登録された価格のない土地の場合は、「解決の価格」を 1,000 万円未満とみなします。 | 解決の価格 | 和解契約書作成に係る手数料 | 1,000 万円未満 | 20 万円 | 1,000 万円以上 5,000 万円未満 | 30 万円 | 5,000 万円以上 1 億円未満 | 50 万円 | 1 億円以上 | 50 万円に 1 億円を超える価格の 0.1% を加算した額 |
| 解決の価格 | 和解契約書作成に係る手数料 | | | | | | | | | | |
| 1,000 万円未満 | 20 万円 | | | | | | | | | | |
| 1,000 万円以上 5,000 万円未満 | 30 万円 | | | | | | | | | | |
| 5,000 万円以上 1 億円未満 | 50 万円 | | | | | | | | | | |
| 1 億円以上 | 50 万円に 1 億円を超える価格の 0.1% を加算した額 | | | | | | | | | | |
| 補助業務 | 相談・調停手続の補助業務（調査・測量・鑑定費用） ① 調査・測量手数料 随時見積金額によります。 ② 鑑定手数料 50 万円を基準額としています。 ③ 返還に要する費用は、依頼者の負担とします。 | | | | | | | | | | |
| 2. 和解契約書作成後の諸費用 | | | | | | | | | | | |
| | ① 境界標設置費用 ② 登記手続費用 ③ 登録免許税、印紙代 ④ 和解内容を履行するための諸費用 ※ 負担割合は双方の合意による。 | | | | | | | | | | |

※消費税込み

相談費用とは・・・

- ① 相談手数料は、受付面談後にご相談者が法的な助言（アドバイス）が必要と思われる土地家屋調査士・弁護士による相談をご希望される際に、お支払いいただくものです。
- ② 相談日（毎月第1・3火曜日 14時～17時の間で）が決まりましたら、相談日の11日前までに、予納していただきます。
※ 予納の確認ができない場合には、相談は開始されませんのでご注意ください。
- ③ 相談が1回で終わらず、2回・3回となったときは、その都度費用をお支払いいただきます。
- ④ 調査手数料は、相談内容によって、資料の補完がどうしても必要な時にご負担いただくものです。

調停費用とは・・・

- ① 申立手数料は、事案が調停相当であるとき、調停を申立てる際、まずお支払いいただくものです。
- ② 期日手数料は、実際に調停手続が行われることになったとき、その調停手続を行う日の前日までに、当事者それぞれにお支払いいただくものです。
※ 当事者間の合意により、他の当事者が代替して負担することも可能です。
※ 調停手続を行う日ごとに、お支払いいただくことになります。
- ③ 和解契約書作成に係る手数料は、境界紛争が円満に解決したときの費用ですので、当事者間でお話をして、負担の割合を決め、お支払いいただくものです。

補助業務費用とは・・・

紛争の状況等を明確にするため、調査・測量・鑑定作業が必要な場合に、当事者間でお話をして、負担の割合を決め、お支払いいただくものです。

諸費用とは・・・

和解が成立し、その合意内容に応じ、境界標の設置や法務局への登記申請が必要なときの費用等です。